多度津町公告第４０号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び多度津町契約規則（平成１７年多度津町規則第２３号）第７条の規定により公告する。

令和　８年１１月１２日

多度津町長　丸尾　幸雄

１．入札に付する事項

（１）委託業務名　令和９年度　多度津町ごみ収集運搬業務委託

（２）仕　様　等　別添仕様書による。

（３）委 託 期 間　自　契約締結日から
至　令和１４年　３月３１日
契約期間のうち準備期間　契約の日～令和９年３月３１日

（４）委託業務場所　別紙仕様書による。

（５）入札書に記載する金額
入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札保証金　免除

（７）契約保証金　契約金額の１００分の１０以上。
但し、多度津町契約規則第３４条の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を納付させないことができる。

２．入札参加資格

入札に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
①会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けたもの。
②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けたもの。

（３）下記の要件をすべて満たすものであること。

ア　入札参加申請日現在、多度津町の物品買入れ等の競争入札参加資格者名簿に登載されており、物品買入れ等の競争入札参加資格者名簿の業種名「廃棄物処理」の営業種目「廃棄物収集運搬」に登録されており本店又は支店が香川県内にあること。

イ　受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること（施設及び人員については、業務開始までに調達ができること。）。

ウ　令和７年度に町内から収集した一般廃棄物を丸亀市のクリントピア丸亀に搬入した量が合計で１５０トン以上あること。

エ　契約期間の前年度以前の直近３年のうち１年以上、塵芥収集車（パッカー車）を用いた廃棄物の収集又は運搬に係る業務を他者から受託した経験を有するものであること。

オ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

（４）国税及び地方税に未納がないこと。

３．入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、上記２に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することはできない。

（１）提出書類

①一般競争入札参加資格確認申請書

②上記２（３）ウ、エに掲げる条件に関する書類等（実績の分かる書類や搬入量を証明する搬入月報の写し等。）

（２）提出期間

①受付日時　令和８年１１月１３日(金)から令和８年１１月２４日(火)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

②受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで(ただし、最終日は午後５時までとする。)

（３）提出場所　多度津町総務課管財契約係
香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番９５号
ＴＥＬ：０８７７－３３－１１１０
ＦＡＸ：０８７７－３３－２５５０

（４）提出方法　持参又は郵送とする。郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、上記（２）の期限までに必着のこと。また、封筒に「令和９年度多度津町ごみ収集運搬業務委託入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

（５）入札参加資格の決定

申請書類に基づく審査結果は、令和８年１１月３０日(月)までに書面による通知を発送する。(期日までに通知がない場合は、確認の電話をすること。)

（６）入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、その理由について多度津町に対して、書面で説明を求めることができる。

①　提出期限　　令和８年１２月４日(金)午後５時まで
②　提出場所　　上記（３）に同じ
③　提出方法　　持参又は郵送とする。
④　回　　答　　令和８年１２月１０日(木)までに書面で通知する。

（７）設計図書の貸出

①　貸出方法　　入札参加希望者に、設計書、及び仕様書（以下「設計図書」という。）を貸し出すものとする。
②　貸出期間　　令和８年１１月１３日(金)から入札当日まで。
③　貸出時間及び場所　（２）②の時間及び上記（３）の場所

（８）設計図書に関する質疑

設計図書に関する質疑は、令和８年１２月４日（金）までに持参、郵送又はファクシミリにより提出すること（提出場所は上記（３）に同じ。）。

なお、質疑に対する回答は、令和８年１２月９日（水）から令和８年１２月１４日（月）までの期間、当町ホームページに掲載する。

４．入札説明会　　実施しない。

５．入札の日時及び場所

（１）入札の日時及び場所

①　日時　　令和８年１２月１５日(火)午前　９時３０分
②　場所　　香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番９５号
多度津町地域交流センター１階ルーム１

（２）開　　札　　入札終了後、直ちに上記（１）②の場所で行う。

（３）入札方法　　入札書を持参し提出すること。郵送による入札は認めない。

（４）留意事項

①入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

②入札参加者は入札執行の時刻までに受付を行い、入札参加資格確認通知書の写しの提出及び入札参加者の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証・名刺等）の提示をすること。なお、代理人をして入札させるときは、併せて委任状を提出すること。提出書類に不備がある者は、入札に参加できない。

③入札価格が予定価格を超える場合は、再入札する。再入札は２回を限度とし、入札回数は計３回とする。

④入札参加資格の確認を受けた者で入札を辞退する者は、入札日の前日１６時までに入札辞退届を提出すること。（提出場所は上記３（３）に同

じ。）

６．入札の無効

上記２に示した入札参加資格のない者又は入札条件に違反した者が提出した入札書は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において上記２に掲げる要件を満たさなくなった者が行った入札は、無効とする。

入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消すものとする。

７．落札者の決定方法

（１）有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同額の入札者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

８．契約書の作成

落札者決定後に、落札者は多度津町との間で契約書を作成し締結する。

落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が上記２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

９．その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

（２）当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び落札者の負担とする。

（３）入札関係書類等は、多度津町ホームページからダウンロードすること。

（４）その他上記に記載がない事項については、多度津町競争入札心得の定めるところによる。

１０．入札関係書類（ホームページ掲載）

（１）多度津町契約規則
（２）仕様書
（３）契約書（案）
（４）一般競争入札参加資格確認申請書
（５）質疑書
（６）入札書
（７）入札書の書き方及び入札用封筒記載例
（８）委任状
（９）入札辞退届
（１０）多度津町競争入札心得